



中小・小規模事業者が取り組む 事業革新に補助金が活用できます！

中小企業庁では、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、商工会議所に代表される認定支援機関等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業の支援を目的に、今年度も『ものづくり・商業・サービス革新補助金』の公募を実施します。

自社における新たな商品・サービスの開発に活用できる制度です。特に今年度からは、設備投資を伴わないサービス開発だけの場合でも補助の対象となります。事業計画書の作成にあたっては、当所窓口でも相談に応じれています。ぜひ活用をご検討下さい。



【企業における活用事例】 金属部品製造業を営む事業所

高精度微細ネジを開発しており、新たにレース用車両市場への参入を検討しているが、レース用車両で用いられるネジにはトップクラスの強度と軽さが求められる。ジュラルミンは強度と軽さを両立する優れた素材だが、当社の現状の設備では加工することが不可能であり、今回の補

助金でジュラルミンを加工するための最新型切削機械を導入する。

【補助の対象となる方は？】

国内に本社および開発拠点を有し、左表の条件に該当する中小企業

中小企業の定義（中小企業関連立法より）

	資本金		従業員
製造業・建設業・運輸業	3億円以下	または	300人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	または	300人以下
旅館業	5,000万円以下	または	200人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

【補助金額はいくら？】

上限額 1,000万円(補助率2/3)

※設備投資を伴わない場合、

上限額 700万円(補助率2/3)

【応募はいつまで？】

平成27年2月13日(金) ~

平成27年5月8日(金)

【計画書を作成する際のポイント】

革新的なサービスの実現には「誰に」「何を」「どうやって」提供することで「付加価値向上」「サービス効率向上」を達成するのかといった要素が必要となります。

この計画書作成には、「(自社あるいは業界の)現状と課題の分析」「解決策として必要なもの」「市場規模」などをとくに、補助金を活用し実現できるストーリーが不可欠です。

なお、補助対象となる経費の区分など詳細な内容については左記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

福井県中小企業団体中央会

TEL 0776(43)0291